



大津市公報

令 和 6 年 4 月 1 日
号 外 （第 26 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

20	大津市総合計画等策定本部設置規則	1
21	大津市行政組織規則の一部を改正する規則	3
22	大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則	8
23	大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則	8
24	大津市公印規則の一部を改正する規則	9
25	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	9
26	大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
27	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	11
28	大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	12
29	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則	15
30	大津市市税規則の一部を改正する規則	16
31	大津市財務規則の一部を改正する規則	16
32	大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	17
33	大津市医療法施行細則の一部を改正する規則	17
34	大津市健康増進法施行細則の一部を改正する規則	18
35	大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	18
36	大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則	21
37	大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	24

○ 訓 令

2	大津市事務決裁規程の一部改正	25
3	大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正	28

○ 告 示

87	公印の新調及び廃止について	28
88	平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部改正	30
89	包括外部監査契約の締結について	30

○ 議 会 議 長 告 示

2	大津市議会局規程の一部改正	30
---	---------------	----

規 則

大津市総合計画等策定本部設置規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第20号

大津市総合計画等策定本部設置規則
（設置）

第1条 本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想、基本構想を実現するための基本的な計画で市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるもの及びこれを実施するための具体的な取組等に係る計画（以下「総合計画」と総称する。）、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）並びに国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の市町村計画（以下「国土利用計画」という。）を策定し、その確実な実施を図るに当たり、必要な調査等を行うため、大津市総合計画等策定本部（以下「本部」という。）を設置する。
（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画、総合戦略及び国土利用計画（以下「総合計画等」と総称する。）の策定及び実施に係る調査、企画及び総合調整に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画等の策定及び実施に関し必要な事項に関すること。
- （組織）

第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 代表幹事
 - (5) 幹事
- 2 本部長は、市長の職にある者とする。
 - 3 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
 - 4 本部員は、別表第1本部員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第2本部員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。
 - 5 代表幹事は、政策調整部次長の職にある者をもって充てる。
 - 6 幹事は、別表第1幹事の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第2幹事の欄に掲げる職にある者（当該職にある者が2人以上いるときは、それらの者のうちの1人とする。）に対し市長が委嘱する。
- （職務）

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合における職務を代理する順序は、主管の副市長である副本部長、主管の副市長以外の副市長である副本部長の順序とする。
 - 3 前項後段の規定により主管の副市長以外の副市長である副本部長が本部長の職務を代理する場合において、当該副本部長に事故があるとき、又は当該副本部長が欠けたときは、政策調整部長である本部員がその職務を代理する。
 - 4 本部員は、本部長の命を受けて所掌事務を処理する。
 - 5 代表幹事は、次項に規定する事務を統括する。
 - 6 幹事は、所掌事務に係る調査、研究、企画、検討その他本部の所掌事務を処理するため必要な事務を担当する。
- （会議）

第5条 本部の会議は、本部員会議及び幹事会議とする。

（本部員会議）

第6条 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び代表幹事で構成し、所掌事務について審議する。

- 2 本部員会議は、本部長が招集し、その議長となる。
 - 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （幹事会議）

第7条 幹事会議は、代表幹事及び幹事で構成し、所掌事務を推進するため必要な事項で本部長が必要と認めるものについて審議する。

- 2 幹事会議は、代表幹事が招集し、その議長となる。
 - 3 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （庶務）

第8条 本部の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則の廃止）
- 2 大津市まち・ひと・しごと創生本部設置規則（平成27年規則第6号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

部局	本部員	幹事
政策調整部	政策調整部長	

総務部	総務部長 危機管理監	総務部次長
市民部	市民部長	市民部次長
福祉部	福祉部長	福祉部次長
健康保険部	健康保険部長	健康保険部次長
産業観光部	産業観光部長	産業観光部次長
環境部	環境部長	環境部次長
都市計画部	都市計画部長	都市計画部次長
建設部	建設部長	建設部次長

別表第2（第3条関係）

部局等	本部員	幹事
企業局	公営企業管理者	企業総務部企業総務長
教育委員会	教育長	教育部次長
消防局	消防局長	消防局次長

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第21号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「広報係」を「広報第1係 広報第2係」に改め、「法人・施設係 事業所係」を削り、「管理係 認定審査係」を「管理係 事業所指定係 認定審査係」に、「管理支援係」を「管理支援係 発達相談係」に、「長寿施設課 施設係」を「長寿施設課 施設管理係 施設整備係」に、「田園振興係 基盤整備係」を「都市計画課 都市計画課 歴史まちづくり係 都市計画係 都市景観係 屋外広「田園振興係」に、 都市魅力創造課」を 都市魅力創造課 市街地整備係 にぎわい創出係 告物係 に、「住宅政策課」を「住宅政策課 計画係 市営住宅係 空家・不明土地対策係」に、「建設係 用地係 計画・橋梁係」を「建設第1係 建設第2係 用地係」に改め、同条第3項中「健康推進課 管理係 健康支援係 乳幼児保健係 母子保健係 がん対策推進係」を「健康推進課 管理係 健康支援係 がん対策推進 母子保健課 管理助成係 乳幼児保健係 母子保「管財課 「子ども・若者政策課係 に改め、同条第4項中「自治協働課」を 庁舎整備室 に、 幼保連携推進室 を「長寿政策課 自治協働課 」 長寿政策課 」に、「堅田内湖対策室」を 「道路インフラ保全室 に改め、同条第8項中「保育所」を「保育所 認定こども園」に改める。

第2条の2第1項中「収納課」の次に「、福祉指導監査課」を加え、「、都市計画課、都市魅力創造課、住宅政策課」を削る。

第3条第1項政策調整部の表大会総務課広報係の項中「広報係」を「広報第1係」に改め、第2号及び第3号を削り、同係の項の次に次のように加える。

広報第2係	(1) 大会に係る市民運動及びボランティアに関すること。 (2) 大会に係る観光、おもてなし及び協賛に関すること。
-------	--

第3条第1項総務部の表行政改革推進課行政改革係の項に次の1号を加える。

(4) 課の一般庶務に関すること。

第3条第1項総務部の表行政改革推進課公共施設マネジメント係の項第3号を削り、同部の表管財課管理係の項第12号中「課」の次に「及び庁舎整備室」を加え、同部の表契約検査課契約係の項に次の1号を加える。

(6) 課の一般庶務に関すること。

第3条第1項総務部の表契約検査課調達係の項第6号を削り、同部の表資産税課資産税係の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同係の項第12号中「納税管理人及び」を「現所有者及び納税管理人並びに」に改め、同号を同係の項第10号とし、同係の項中第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同課土地係の項に次の2号を加える。

(8) 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(9) 国有資産等所在市町村交付金算定標準額に係る固定資産価格の証明に関すること。

第3条第1項総務部の表収納課の項第23号中「及び保育所保育料」を「並びに市立保育所及び市立認定こども園の保育料」に改め、同条第1項市民部の表自治協働課自治振興係の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同課施設管理係の項第2号中「及び小野公民館分館」を削り、同係の項第3号中「との連絡調整」を「の物品管理」に改め、同係の項第4号を次のように改める。

(4) 滋賀里交流センターの管理運営に関すること。

第3条第1項市民部の表自治協働課市民協働係の項に次の2号を加える。

(8) 支所との連絡調整に関すること。

(9) 支所の一般庶務に関すること。

第3条第1項福祉部の表福祉指導監査課の項を次のように改める。

福祉指導監査課	(1) 社会福祉法人の指導監査に関すること。 (2) 社会福祉施設の指導監査に関すること。 (3) 社会福祉法人の設立の認可、定款の変更の認可等に関すること。 (4) 社会福祉法人の設立及び社会福祉施設等の整備に係る審査会に関すること。 (5) 社会福祉連携推進法人の指導監査に関すること。 (6) 社会福祉連携推進法人の認定、定款の変更の認可等に関すること。 (7) 社会福祉充実計画の承認に関すること。 (8) 保育所及び認定こども園の利用者処遇の指導監査に関すること。 (9) 指定居宅サービス事業者等の指導及び監査に関すること。 (10) 指定障害福祉サービス事業者等の指導及び監査に関すること。 (11) 有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅（住宅政策課の所管に属するものを除く。）の立入検査に関すること。 (12) 課の一般庶務に関すること。
---------	---

第3条第1項福祉部の表障害福祉課管理係の項第5号を削り、同係の項第6号中「及び知的障害者相談員」を「、知的障害者相談員及び精神障害者相談員」に改め、同号を同係の項第5号とし、同係の項中第7号から第10号までを削り、第11号を第6号とし、第12号から第14号までを5号ずつ繰り上げ、同係の項の次に次のように加える。

事業所指定係	(1) 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関すること。 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害児及び障害者に係る措置（以下障害福祉課の項において「措置」という。）の負担金の徴収に関すること。 (3) やまびこ総合支援センター、北部子ども療育センター及び東部子ども療育センターとの連絡調整に関すること。 (4) 障害者福祉センターの指定管理者による管理に関すること。 (5) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）第11条第2項の規定による特定施設の新築等をしようとする者との協議に関すること。
--------	---

第3条第1項福祉部の表生活福祉課庶務係の項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り

下げ、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第 9 条の規定に基づく事務に関する事。

第 3 条第 1 項福祉部の表生活福祉課保護第 1 係の項に次の 1 号を加える。

(6) 墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定に基づく事務に関する事。

第 3 条第 1 項福祉部の表生活福祉課保護第 2 係の項に次の 1 号を加える。

(6) 墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定に基づく事務に関する事。

第 3 条第 1 項福祉部の表生活福祉課保護第 3 係の項に次の 1 号を加える。

(6) 墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定に基づく事務に関する事。

第 3 条第 1 項福祉部の表生活福祉課保護第 4 係の項に次の 1 号を加える。

(6) 墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定に基づく事務に関する事。

第 3 条第 1 項福祉部の表生活福祉課保護第 5 係の項に次の 1 号を加える。

(6) 墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定に基づく事務に関する事。

第 3 条第 1 項福祉部の表子ども・若者政策課政策係の項第 3 号中「（幼保連携推進室の分掌事務に属するものを除く。）」を削り、同係の項第 8 号中「及び児童館」を削り、同係の項第10号中「及び幼保連携推進室」を削り、同課施設係の項第 1 号中「市立保育所」の次に「市立認定こども園」を加え、同部の表幼保支援課管理支援係の項第 2 号中「発達相談、家庭相談及び」を削り、同係の項の次に次のように加える。

発達相談係	(1) 特定教育・保育施設における障害児保育及び特別支援教育に関する事。 (2) 特定教育・保育施設を利用する障害児又は発達上支援が必要な子ども（以下幼保支援課の項において「障害児等」という。）の発達相談に関する事。 (3) 障害児等の就園就学指導に関する事。
-------	---

第 3 条第 1 項福祉部の表幼保支援課保育係の項第 1 号中「市立保育所」の次に「及び市立認定こども園」を加え、同係の項第 3 号中「市立保育所職員」を「市立保育所及び市立認定こども園の職員」に改め、同係の項第 9 号を同係の項第10号とし、同係の項第 8 号中「保育所職員」を「市立保育所及び市立認定こども園の職員」に改め、同号を同係の項第 9 号とし、同係の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 特定教育・保育施設を利用する障害児等の家庭相談に関する事。

第 3 条第 1 項福祉部の表幼保支援課幼児教育係の項第 1 号中「市立幼稚園」を「市立認定こども園及び市立幼稚園」に改め、同係の項第 2 号から第 4 号までの規定中「市立幼稚園職員」を「市立認定こども園及び市立幼稚園の職員」に改め、同係の項第 5 号中「市立幼稚園」を「市立認定こども園及び市立幼稚園」に改め、同部の表保育幼稚園課利用者支援係の項第 4 号中「保育所」を「市立保育所、市立認定こども園」に改め、同係の項第 5 号中「保育所保育料」を「市立保育所及び市立認定こども園の保育料の」に改め、同係の項第 6 号中「市立幼稚園」を「市立認定こども園及び市立幼稚園」に改め、同条第 1 項健康保険部の表長寿施設課施設係の項中「施設係」を「施設管理係」に改め、第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 4 号とし、第 8 号を削り、第 9 号を第 5 号とし、第10号を第 6 号とし、同係の項の次に次のように加える。

施設整備係	(1) 民間の介護保険施設等の整備に関する事。 (2) 有料老人ホームの届出に関する事。 (3) 介護保険施設等の整備等に係る補助に関する事。 (4) 大津市地域密着型サービス・施設サービス審査委員会に関する事。
-------	--

第 3 条第 1 項産業観光部の表田園づくり振興課田園振興係の項中第 8 号を第12号とし、第 7 号の次に次の 4 号を加える。

(8) ほ場整備事業に関する事。

(9) 土地改良事業の施行認可等に関する事。

(10) 土地改良区の業務等の検査等に関する事。

(11) 地すべり防止事業に関する事。

第 3 条第 1 項産業観光部の表田園づくり振興課基盤整備係の項を削り、同条第 1 項都市計画部の表都市計画課の項及び都市魅力創造課の項を次のように改める。

都市計画課	歴史まちづくり係	(1) 社会資本整備総合交付金に関する事。
-------	----------	-----------------------

		(2) 大津市歴史的風致維持向上計画に関すること。 (3) 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。 (4) 公印の保管に関すること。 (5) 課の一般庶務に関すること。
	都市計画係	(1) 都市計画マスタープランに関すること。 (2) 立地適正化計画に関すること。 (3) 大規模開発等に係る指導及び連絡調整に関すること。 (4) 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（平成29年条例第53号）に基づくあっせんに関すること。 (5) 市域図の管理及び販売に関すること。 (6) 都市計画審議会に関すること。 (7) 都市計画に係る調査、計画決定及び連絡調整に関すること。 (8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定による都市計画施設の区域内における建築許可に関すること。 (9) 都市計画施設、区域区分及び地域地区の明示に関すること。 (10) 都市計画法、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）及び流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）に基づく手続に関すること。 (11) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づく地価調査事務に関すること。 (12) 地区計画等に関すること。 (13) 都市計画基本図等の作成に関すること。
	都市景観係	(1) 景観形成に係る企画及び推進方策に関すること。 (2) 大津市景観審議会に関すること。 (3) 景観計画に関すること。 (4) 公共事業景観形成ガイドラインに関すること。 (5) 景観形成に係る市民啓発事業に関すること。 (6) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）に基づく歴史的風土保存区域及び特別保存地区内における建築等の規制に関する届出及び許可等に関すること。 (7) 景観法（平成16年法律第110号）に基づく建築等の規制に関する届出等に関すること。 (8) 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）の規定に基づく風致地区内における建築等の規制に関する許可、協議等に関すること。 (9) 地区別景観形成実施計画に関すること。 (10) 景観アドバイス制度に関すること。 (11) 景観形成に係る草津市との連携に関すること。
	屋外広告物係	(1) 屋外広告物の施策に係る企画及び推進並びに啓発事業に関すること。 (2) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）に基づく事務に関すること。 (3) 公共掲示板の管理に関すること。 (4) 屋外広告物に係る草津市との連携に関すること。
都市魅力創造課	市街地整備係	(1) 膳所駅周辺整備推進事業に関すること。 (2) 堅田駅前土地区画整理事業未施行地区に関すること。 (3) 個人及び組合の施行に係る土地区画整理事業の認可、指導及び助成に関すること。 (4) 市街地再開発事業に関すること。 (5) 優良建築物等整備事業に関すること。

		(6) 密集市街地整備事業に関する事
	にぎわい創出係	(1) まちの魅力発信及びにぎわいの創出に関する事。 (2) 大津駅南口ホールの管理に関する事。 (3) 大津駅西地区における都市再生住宅の管理に関する事。 (4) 浜大津公共広場の管理に関する事。 (5) 旧大津公会堂の指定管理者による管理に関する事。 (6) 課の一般庶務に関する事。

第3条第1項都市計画部の表住宅政策課の項を次のように改める。

住宅政策課	計画係	(1) 総合的住宅施策に関する事。 (2) 市営住宅の建設整備に関する事。 (3) 市営住宅のストック改善事業に関する事。 (4) 地域優良賃貸住宅の整備及び家賃低廉化事業に関する事。 (5) 住宅地区整備事業に関する事。 (6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく事務に関する事。 (7) 境界関係等敷地管理に関する事。 (8) 行政財産の使用許可に関する事。 (9) 課の一般庶務に関する事。
	市営住宅係	(1) 市営住宅の入居者の選定に関する事。 (2) 市営住宅の使用料の決定、収納及び滞納整理に関する事。 (3) 市営住宅の明渡請求訴訟等法的措置に関する事。 (4) 持家住宅建設資金及び住宅新築資金等貸付金の償還に関する事。 (5) 市営住宅及び共同施設の指定管理者による管理に関する事。
	空家・不明土地対策係	(1) 空家対策に関する事。 (2) 所有者不明土地対策に関する事。

第3条第1項都市計画部の表建築指導課設備審査係の項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第1項建設部の表道路建設課建設係の項中「建設係」を「建設第1係」に改め、同係の項第1号及び第2号中「及び広場」を削り、同係の項第3号中「道路及び橋梁の新設及び改良の工事」を「道路網整備計画」に改め、同係の項の次に次のように加える。

建設第2係	(1) 道路及び橋梁 ^{りょう} の新設及び改良の工事に関する事。 (2) 広場の事業認可及び工事に関する事。
-------	---

第3条第1項建設部の表道路建設課用地係の項第1号中「及び広場」を削り、「建設係」を「建設第1係」に改め、同係の項第2号中「及び広場」を削り、同係の項第3号中「道路」の次に「、広場」を加え、同課計画・橋梁係の項を削り、同部の表道路・河川管理課管理係の項第10号中「課」の次に「、道路インフラ保全室」を加え、同部の表建築課建設第2係の項第2号を削り、同課施設支援係の項に次の1号を加える。

(4) 公共施設の包括管理業務に関する事。

第3条第1項建設部の表建築課土地造成係の項に次の1号を加える。

(2) 課及び設備室の一般庶務に関する事。

第3条第2項の表健康推進課管理係の項第1号中「総括」を「調整」に改め、同課乳幼児保健係の項及び母子保健係の項を削り、同表に次のように加える。

母子保健課	管理助成係	(1) 母子保健に係る施策の調整に関する事。 (2) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に係る医療費の支給及び指定医療機関等の指定に関する事。 (3) 課の一般庶務に関する事。
	乳幼児保健係	(1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）に係る施策の企画、調査及び研究に関する事。 (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に

		関するものに限る。）の実施に関すること。 (3) 乳幼児の健康教育及び健康相談に関すること。
	母子保健係	(1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。 (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）の実施に関すること。 (3) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に関すること（管理助成係の分掌事務に属するものを除く。）。

第3条第3項の表事務サポートセンターの項の次に次のように加える。

庁舎整備室	(1) 庁舎整備に関すること。
-------	-----------------

第3条第3項の表中幼保連携推進室の項を削り、広域事業室の項の次に次のように加える。

道路インフラ保全室	(1) 道路インフラ施設の長寿命化計画に関すること。 (2) 橋梁の維持管理に関すること。 (3) 橋梁に係る災害復旧工事に关すること。
-----------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第22号

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則（平成27年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 委員会の会議において審議する案件につき特別の利害関係を有する委員は、委員会の決議があったときは、当該案件に係る議決に参加することができない。

第8条第2項中「全員」を「の過半数」に改め、同条第3項中「その部会に属する」を「出席した」に、「決する」を「決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」に改め、同条第6項中「第6条」を「第5条第4項及び第6条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第23号

大津市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

大津市副市長事務分担規則（令和2年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条杉江副市長の項を次のように改める。

國松副市長

- (1) 政策調整部に属する事務
- (2) 総務部に属する事務
- (3) 市民部に属する事務
- (4) 福祉部に属する事務
- (5) 健康保険部に属する事務
- (6) 出納室に属する事務
- (7) 消防局に属する事務

- (8) 企業局との調整に関する事務
- (9) 教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員に補助執行させている事務
- (10) 選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務
- (11) 監査委員の事務局の職員に補助執行させている事務
- (12) 議会局の職員を市長部局の職員に充て、執行させている事務
- 第2条北潤副市長の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年4月1日

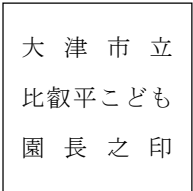
大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第24号

大津市公印規則の一部を改正する規則
大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。
別表第1職印の表大津市伊香立ふれあいセンター所長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市比叡ふれあいセンター所長之印の項中「27の2」を「27」に、「39の2」を「39」に改め、別表第1職印の表大津市膳所ふれあいセンター所長之印の項中「27の3」を「27の2」に、「39の3」を「39の2」に改め、別表第1職印の表大津市南ふれあいセンター所長之印の項及び大津市立伊香立児童館長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市立堅田児童館長之印の項中「28の3」を「28の2」に、「40の3」を「40の2」に改め、別表第1職印の表大津市立坂本児童館長之印の項中「28の4」を「28の3」に、「40の4」を「40の3」に改め、別表第1職印の表大津市立皇子が丘児童館長之印の項中「28の5」を「28の4」に、「40の5」を「40の4」に改め、別表第1職印の表大津市立膳所児童館長之印の項中「28の6」を「28の5」に、「40の6」を「40の5」に改め、別表第1職印の表大津市立田上児童館長之印の項中「28の7」を「28の6」に、「40の7」を「40の6」に改め、別表第1職印の表大津市立ひえい平保育園長之印の項を削り、別表第1職印の表大津市立皇子が丘保育園長之印の項中「41」を「40」に、「53」を「52」に改め、別表第1職印の表大津市立逢坂保育園長之印の項中「42」を「41」に、「54」を「53」に改め、別表第1職印の表大津市立朝日が丘保育園長之印の項中「43」を「42」に、「55」を「54」に改め、別表第1職印の表大津市立膳所保育園長之印の項中「44」を「43」に、「56」を「55」に改め、別表第1職印の表大津市立晴嵐保育園長之印の項中「45」を「44」に、「57」を「56」に改め、別表第1職印の表大津市立大平保育園長之印の項中「46」を「45」に、「58」を「57」に改め、別表第1職印の表大津市立瀬田南保育園長之印の項中「47」を「46」に、「59」を「58」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市立比叡平こども園長之印	47	59	てん書	方30	1	比叡平こども園長名をもって発する文書用	比叡平こども園長
----------------	----	----	-----	-----	---	---------------------	----------

別表第2職印の項中第27号を削り、第27号の2を第27号とし、第27号の3を第27号の2とし、第27号の4及び第28号の2を削り、第28号の3を第28号の2とし、第28号の4から第28号の7までを1号ずつ繰り上げ、第40号を削り、第41号を第40号とし、第42号から第47号までを1号ずつ繰り上げ、第46号の次に次の1号を加える。
(47)



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和6年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第25号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表局長の項の次に次のように加える。

局次長	国スポ・障スポ大会局	局長を補佐する。
-----	------------	----------

第2条第1項の表危機管理監の項の次に次のように加える。

税務長	総務部	市税に係る事務を総括し、及び市の債権の管理の適正化の推進の総括に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	-----	---

第2条第1項の表税務長の項を削り、同表管理監の項中「産業観光部」を「市民部及び建設部」に、

参事	必要と認める部、課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

を

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
----	-------------	--------------------------------

に

改め、同条第2項の表中

次長		所長を補佐するとともに、危機管理に関する事務その他事務を処理する。
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

を

次長		所長を補佐するとともに、危機管理に関する事務その他事務を処理する。
----	--	-----------------------------------

に、

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
副参事		
主幹		
主査		

を

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
副参事		
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
主幹		担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

に

主査	る。
----	----

改め、同条第3項の表園長の項中「保育所」の次に「及び認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第26号

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第19条」に改める。

第8条の4第2項第1号「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第14条の3第2項中「部分休業」の次に「又は子育て支援時間」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間の単位等）

第14条の4 子育て支援時間の単位は、30分とする。

2 子育て支援時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第15条中「第17条」を「第18条」に改める。

第17条の2中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間の承認）

第17条の2 任命権者は、子育て支援時間の請求があった場合において、条例第16条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間の請求）

第19条の2 子育て支援時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

第20条第1項中「又は」を「、第19条の2又は」に改め、同条第2項中「又は」を「、子育て支援時間又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第27号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表2級の項中「消防副士長及び」を削り、別表第1第1項の表4級の項中「、所長（膳所ふれあいセンター所長に限る。）」を削り、「副場長」を「館長（小野児童館長に限る。）」に改め、別表第1第1項の表4級の項の次に次のように加える。

5 級	場長（東部学校給食共同調理場長に限る。）の職務
-----	-------------------------

別表第1第1項の表6級の項中「DX推進室長」の次に「、いじめ対策推進室長」を加え、「、幼保連携推進室長」、「、専門員（建設監理課専門員に限る。）」及び「、南ふれあいセンター所長」を削り、「園長、副館長」を「場長（5級に掲げられた場長を除く。）、園長、副館長（図書館副館長に限る。）」に改め、別表第1

第1項の表7級の項中「、専門員（6級に掲げられた専門員を除く。）」及び「木戸支所長、」を削り、「及び晴嵐支所長」を「、晴嵐支所長及び瀬田支所長」に改め、「4級及び」を削り、「場長（東部学校給食共同調理場長に限る。）」を「館長（長等創作展示館長に限る。）、副館長（歴史博物館副館長に限る。）」に改め、別表第1第1項の表8級の項中「国スポ・障スポ大会局長」を「子ども未来局長」に改め、「、税務長」を削り、「管理監」の次に「、局次長」を加え、「6級」を「4級、6級及び7級」に改め、別表第1第1項の表9級の項中「危機管理監」の次に「、税務長」を加え、「子ども未来局長」を「国スポ・障スポ大会局長」に改め、別表第1第2項イの表4級の項を削り、別表第1第2項イの表6級の項中「及び副参事」を削り、別表第1第2項ウの表5級の項中「和邇地域包括支援センター所長、比叡地域包括支援センター所長」を「和邇すこやか相談所長、比叡すこやか相談所長」に、「瀬田すこやか相談所長」を「瀬田地域包括支援センター所長」に改める。

別表第7第1項の表中

「	31	「	31	「	60	「	60	「	32	「	32
	32		31		60		60		32		32
	32		31		61		61		33		32
	32		31		62		61		33		32
	32		31		63		61		34		32
	32		31		64		62		34		32
	32		31		65		62		35		33
	32		31								
	32		31								

に、

47	58
47	58
48	59

を

47	57
47	57
48	57

に改め、別表第7第3項の表中

42
42
43
43
44
44
45

を

41
42
42
42
43
43
43

に、

「

42
43
43
44
44
44

を

42
42
43
43
43
43

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第28号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（以下）」の次に「この条から第12条までにおいて」を加える。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第12条の次に次の8条を加える。

（勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員）

第12条の2 条例第5条の2第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下この条から第12条の8までにおいて「基準日」という。）に在職するフルタイム会計年度任用職員（条例第5条の2第5項の規定によりその例によることとされる給与条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員とする。

- (1) 休職にされている者（公務傷病等による休職者を除く。）
- (2) 第7条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する者
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしているフルタイム会計年度任用職員のうち、大津市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項に規定する職員以外のフルタイム会計年度任用職員
- (4) 本市の常勤の職員であったフルタイム会計年度任用職員のうち、当該常勤の職員として当該基準日に係る勤勉手当の支給を受けることができる者

2 第7条第2項各号に規定する職員は、条例第5条の2第1項に規定するそれぞれの日に在職するフルタイム会計年度任用職員とする。

（条例第5条の2第1項後段の規則で定める者）

第12条の3 条例第5条の2第1項後段に規定する規則で定める者は、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員とし、これらのフルタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、基準日に勤勉手当に相当する手当が支給されないフルタイム会計年度任用職員については、この限りでない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条第1項各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員であった者
- (2) その退職の後基準日までの間においてフルタイム会計年度任用職員又は第12条第1項第6号に掲げる者（当該基準日に勤勉手当の支給を受ける者に限る。）として在職する者

2 第10条の規定は、前項の場合に準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第12条の4 条例第5条の2第3項の規則で定める割合は、フルタイム会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第12条の5 期間率は、基準日以前6か月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第4に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第12条の6 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第7条第1項第4号及び第5号に掲げるフルタイム会計年度任用職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第11条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしているフルタイム会計年度任用職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（第11条第3項に規定する休職者であった期間を除く。）
- (4) 条例第7条において準用する給与条例第12条の規定により給与を減額された期間
- (5) 勤務時間規則第12条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 勤務時間規則第12条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合に

は、その勤務しなかった全期間

(8) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
第12条の7 第12条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
(勤勉手当の成績率)

第12条の8 成績率は、基準日以前における直近の人事評価の期における勤務成績及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に基づき、100分の140の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第12条の9 条例第5条第1項前段及び第5条の2第1項前段に規定する規則で定める日は、別表第5の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

第13条の見出し中「の計算」を「及び勤勉手当基礎額の計算」に改め、同条第1項中「期末手当基礎額」の次に「又は条例第5条の2第3項の勤勉手当基礎額」を加え、同条第2項中「の期末手当基礎額」の次に「又は条例第5条の2第3項の勤勉手当基礎額」を、「当該期末手当基礎額」の次に「又は当該勤勉手当基礎額」を加える。

第14条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1号中「第11条第2項各号」の次に「及び第12条の6第2項各号」を加える。

第20条中「第7条から」を「第7条、第9条から第12条まで及び第12条の9から」に改め、「、第8条中「第5条第1項前段」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第1項前段」と」を削り、「第13条第1項」を「第12条の9中「第5条第1項前段」とあるのは「第18条において準用する条例第5条第1項前段」と、第13条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 第12条の2から第14条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第12条の2第1項中「第5条の2第1項前段」とあるのは「第18条の2において準用する条例第5条の2第1項前段」と、「第5条の2第5項」とあるのは「第18条の2において準用する条例第5条の2第5項」と、同項第2号中「第7条第1項第4号及び第5号」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第7条第1項第4号及び第5号」と、同条第2項中「第7条第2項各号」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第7条第2項各号」と、「第5条の2第1項」とあるのは「第18条の2において準用する条例第5条の2第1項」と、第12条の3第1項中「第5条の2第1項後段」とあるのは「第18条の2において準用する条例第5条の2第1項後段」と、同項第1号中「前条第1項各号」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第12条の2第1項各号」と、同項第2号中「第12条第1項第6号」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第12条第1項第6号」と、同条第2項中「第10条」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第10条」と、第12条の4中「第5条の2第3項」とあるのは「第18条の2において準用する条例第5条の2第3項」と、第12条の6第1項中「前条」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第12条の5」と、同条第2項第1号中「第7条第1項第4号及び第5号」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第7条第1項第4号及び第5号」と、同項第2号中「第11条第2項第2号ア及びイ」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第11条第2項第2号ア及びイ」と、同項第3号中「第11条第3項」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第11条第3項」と、同項第4号中「第7条において準用する給与条例第12条」とあるのは「第11条」と、第12条の7第1項中「第12条第1項」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第12条第1項」と、「前条」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第12条の6」と、同条第2項中「前条第2項各号」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第12条の6第2項各号」と、第12条の9中「第5条の2第1項前段」とあるのは「第18条の2において準用する条例第5条の2第1項前段」と、第13条第1項中「第5条の2第3項」とあるのは「第18条の2において準用する条例第5条の2第3項」と、「給料及び地域手当の月額（以下「給与月額」という。）」とあるのは「報酬月額」と、同項第1号中「第7条において準用する給与条例第12条」とあるのは「第11条」と、「給与が」とあるのは「報酬が」と、「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同項第2号中「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同項第3号中「給与を」とあるのは「報酬を」と、「給与月額」とあるのは「報酬月額」と、同条第2項中「第5条の2第3項」とあるのは「第18条の2において準用する条例第5条の2第3項」と、第14条第1号中「第11条第2項各号」とあるのは「第20条の2において読み替えて準用する第11条第2項各号」と読み替えるものとする。

第21条第1項第3号中「市立保育所」の次に「又は市立認定こども園」を加える。

別表第1イの表3種の項中「及び子育て支援員」を「、子育て支援員及び重層的支援相談員」に改め、別表第1カの表3種の項中「及びいのちをつなぐ相談員」を「、いのちをつなぐ相談員、精神保健相談員及び介護認定適正化指導員」に改める。

別表第4中「（第8条関係）」を「（第12条の9関係）」に改め、同表を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第12条の5関係）

勤務期間	割合
6 か月	100分の100
5 か月15日以上 6 か月未満	100分の95
5 か月以上 5 か月15日未満	100分の90
4 か月15日以上 5 か月未満	100分の80
4 か月以上 4 か月15日未満	100分の70
3 か月15日以上 4 か月未満	100分の60
3 か月以上 3 か月15日未満	100分の50
2 か月15日以上 3 か月未満	100分の40
2 か月以上 2 か月15日未満	100分の30
1 か月15日以上 2 か月未満	100分の20
1 か月以上 1 か月15日未満	100分の15
15日以上 1 か月未満	100分の10
15日未満	100分の 5
0	0

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第29号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表パワーアップ・まちづくり活動応援事業補助金の項中「パワーアップ・まちづくり活動応援事業補助金」を「パワーアップ・地域活動応援事業補助金」に改め、「市民団体等又は」を削り、別表第4項の表公衆浴場経営安定化対策費補助金の項中「開場までに用意しておく浴槽一杯の」を「営業に要する」に改め、別表第4項の表公衆浴場設備改善費補助金の項の次に次のように加える。

公衆浴場衛生強化推進事業費補助金	公衆浴場の衛生水準の確保及び向上に資する経費の一部を補助することにより、安心・安全な浴場の環境を推進し、もって公衆浴場の利用の促進を図ること。
------------------	---

別表第4項の表に次のように加える。

多頭飼育対策事業補助金	多頭飼育者等が実施する適切な飼育管理に資する対策に要する経費の一部を補助し、もって良好な生活環境の保全を図ること。
-------------	---

別表第5項の表は場整備事業推進補助金の項及び大津市ふるさと農村支援事業補助金の項を削り、別表第8項の表私道整備工事補助金の項中「舗装工事、側溝の設置工事及び地震、水害等の災害によりその機能を喪失した橋梁^{りょう}の架け替え工事」を「整備工事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市市税規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第30号

大津市市税規則の一部を改正する規則

大津市市税規則（昭和35年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第56条第1項第1号ア中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第56条第1項第1号アの改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務を行わせている者に係るこの規則による改正前の大津市市税規則第4条の基準については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第31号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成9年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の3」を「第173条の6」に改める。

第42条第2項を次のように改める。

- 2 法第231条の2の3第2項の規定による告示は、同項に定める事項のほか、指定納付受託者に指定した期間を掲げて行わなければならない。

第44条を次のように改める。

（指定公金事務取扱者の指定等）

第44条 歳入所管課長は、法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）を指定しようとするときは、会計管理者と協議しなければならない。

- 2 法第243条の2第2項の規定による告示は、同項に定める事項のほか、指定公金事務取扱者に指定した期間を掲げて行わなければならない。

- 3 法第243条の2の4又は第243条の2の5の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、歳入を徴収し、又は歳入等を収納したときは、受託収納金計算書を作成し、遅滞なく歳入所管課長へ送付するとともに、当月分の徴収金又は収納金を翌月10日（市長が別に期日を定めたものにあつては、その期日）までに、会計管理者又は指定金融機関等に払い込まなければならない。

- 4 指定公金事務取扱者は、歳入を徴収し、又は歳入等を収納したときは、自己の名義で領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する方法によって歳入を徴収し、又は歳入等を収納する場合であつて、その性質上領収書を交付しがたいときにあつては、この限りでない。

- 5 法第243条の2の5第1項の規定により市長が定める歳入等は、次に掲げるものとする。

（1）地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）

- (2) 分担金
- (3) 負担金
- (4) 不動産売払代金
- (5) 過料
- (6) 損害賠償金（第8号に掲げる遅延損害金を除く。）
- (7) 不当利得による返還金
- (8) 第2号、第3号及び第5号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第4号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金
- 6 法第243条の2の6の規定により支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、所定の期日までに支払明細書及び精算書を作成し、これらに証拠書類を添えて歳出予算所管課長に提出しなければならない。
- 7 歳出予算所管課長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査の上、交付を受けた支払に要する資金の残額について返納の手続をとるとともに、当該書類を会計管理者に送付しなければならない。
- 第86条第2項中「施行令附則第7条又は」を削る。
- 第163条の2を削る。
- 別表中「大津市重度心身障害老人等福祉助成費支給要綱に基づく福祉助成費」を「大津市重度障害老人等福祉助成費支給要綱に基づく福祉助成費」に、「企画調整課、総務課、人事課、教育総務課、児童生徒支援課、学校教育課、文化財保護課」を「総務課、人事課、文化財保護課、教育総務課、学校教育課、児童生徒支援課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第32号

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大津市食品衛生法施行細則（平成21年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市医療法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第33号

大津市医療法施行細則の一部を改正する規則

大津市医療法施行細則（平成21年規則第37号）の一部を次のように改正する。

様式第14号中	管理する診療所又は助産所相互間の距離及び連絡に要する時間	距離		を
		時間		

「

管理する診療所又は助産所相互間の距離及び連絡に要する時間	距離		に改める。
	時間		

法第12条第2項各号のうち該当する規定	法第12条第2項第 号に該当
---------------------	----------------

」

様式第18号中「使用予定開始時期」を「予定使用開始時期」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市医療法施行細則様式第14号及び様式第18号の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市健康増進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第34号

大津市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

大津市健康増進法施行細則（平成21年規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「**印**」を削り、「しましたから」を「しましたので」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第35号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第53条中「様式第26号」を「様式第18号」に改める。

第63条中「様式第32号」を「様式第18号」に改める。

第64条中「様式第34号」を「様式第28号」に改める。

第69条中「様式第41号」を「様式第18号」に改める。

第70条中「様式第43号」を「様式第28号」に改める。

別表第16六価クロム化合物の項中「0.05ミリグラム」を「0.02ミリグラム」に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第46条、第53条、第63条、第69条関係）

氏名等変更届出書

年 月 日

（宛先）
大津市長

届出者 住 所
氏 名
（電話番号
（ 法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 ）

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、大津市生活環境の保全と増進に関する条例
第34条
第45条
第57条
第65条 の
規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	年 月 日
変更の内容	変 更 前		※ 施 設 番 号	
	変 更 後			
変 更 年 月 日		年 月 日		
変 更 の 理 由				
※ 備 考				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 この様式は、大気汚染防止法施行規則様式第4の氏名等変更届出書、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第3の氏名等変更届出書、水質汚濁防止法施行規則様式第5の氏名等変更届出書、騒音規制法施行規則様式第6の氏名等変更届出書、振動規制法施行規則様式第6の氏名等変更届出書、滋賀県公害防止条例施行規則様式第8号の氏名等変更届出書及び滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則様式第3号の氏名等変更届出書と併用することができる。

様式第28号を次のように改める。

様式第28号 (第54条、第64条、第70条関係)

承継届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所
氏 名

(電話番号)
(法人にあっては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

(汚水発生施設等

ばい煙発生施設 (粉じん発生施設)

騒音発生施設 (振動発生施設)

に係る届出者の地位を承継したので、大津市生活環境の保全と増進に

関する条例

(第46条第3項

第57条

第65条

)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地 (電話番号)		※受理年月日	年 月 日
施 設 等 の 種 類		※ 施 設 番 号	
施 設 等 の 設 置 場 所			
承 継 の 年 月 日 年 月 日			
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
承 継 の 理 由			
※ 備 考			

- 備考 1 大津市環境の保全と増進に関する条例第40条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、汚水発生施設の種類の欄には記載しないこと。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 この様式は、大気汚染防止法施行規則様式第6の承継届出書、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則様式第5の承継届出書、水質汚濁防止法施行規則様式第7の承継届出書、騒音規制法施行規則様式第8の承継届出書、振動規制法施行規則様式第8の承継届出書、滋賀県公害防止条例施行規則様式第10号の承継届出書及び滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則様式第5号の承継届出書と併用することができる。

様式第26号を次のように改める。

様式第26号 削除

様式第32号を次のように改める。

様式第32号 削除

様式第34号を次のように改める。

様式第34号 削除

様式第41号を次のように改める。

様式第41号 削除

様式第43号を次のように改める。

様式第43号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第36号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則
大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則（平成21年規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

「

自己負担上限額の特例	☐	人工呼吸器等装着	☐	重症患者認定
	☐	高額かつ長期	☐	

」

「

自己負担上限額の特例	☐	人工呼吸器等装着	☐	重症患者認定
	☐	高額かつ長期	☐	世帯内按分特例

」

「

私は、裏面記載のとおり医療意見書の研究利用について同意します。【同意する場合のみ記入】		申請受付 年 月 日
年 月 日 申請者氏名		
私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 (宛先) 大津市長		を に、 」
受給者との続柄 ()		

」

「

私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 氏名 (宛先)	申請受付 年 月 日	に
	受給者との続柄 ()	

」

大津市長

改め、同様式（裏）中

「

○医療意見書の研究利用の同意について

小児慢性特定疾病の研究を推進するため、提出した診断書（医療意見書）を厚生労働科学研究において、個人情報保護の下で疾病研究の基礎資料として使用されることに同意します。

厚生労働省では、小児慢性特定疾病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書（医療意見書）をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。

また、医療意見書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

○注意事項

(1) 人工呼吸器等装着

継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。

生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。

(2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額かつ長期」）

高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。

(3) 重症患者認定

平成26年厚生労働省告示第462号に定める小児慢性特定疾病による身体の状態又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に該当する者であること。

上記の特例については、医師による証明等、病院等の証明等の書類を添付してください。

を

「

○注意事項

(1) 人工呼吸器等装着

継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。

生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。

(2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額かつ長期」）

高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。

(3) 重症患者認定

平成26年厚生労働省告示第462号に定める小児慢性特定疾病による身体の状態又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に該当する者であること。

(4) 世帯内按分特例

受診者が指定難病医療費助成を受けている者（ただし、同一疾病により小児慢性特定疾病医療費助成を受けている者を除く。）又は受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者がいること。

上記の特例については、(1)から(3)までにあっては医師による証明等、病院等の証明等の書類、(4)にあっては特定医療費（指定難病）受給者証の写しを添付してください。

に

改める。

様式第5号（裏）中「大津市保健所健康推進課」を「大津市保健所母子保健課」に、「077-528-2748」を「077-511-9182」に改める。

様式第12号（表）中

変更事項	事 項		変更前		変更後	
	☐	病 名				
☐	受診を希望する指定医療機関等	医療機関等の名称及び所在地		医療機関等の名称及び所在地		
☐	自己負担上限額の特例	☐	人工呼吸器等装着	☐	人工呼吸器等装着	
		☐	重症患者認定	☐	重症患者認定	
		☐	高額かつ長期	☐	高額かつ長期	

変更事項	事 項		変更前		変更後	
	☐	病 名				
☐	受診を希望する指定医療機関等	医療機関等の名称及び所在地		医療機関等の名称及び所在地		
☐	自己負担上限額の特例	☐	人工呼吸器等装着	☐	人工呼吸器等装着	
		☐	重症患者認定	☐	重症患者認定	
		☐	高額かつ長期	☐	高額かつ長期	
		☐	世帯内按分特例	☐	世帯内按分特例	

私は、裏面記載のとおり医療意見書の研究利用について同意します。【同意する場合のみ記入】		申請受付 年 月 日
年 月 日 申請者氏名		
私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。		を
年 月 日		
申請者 住所 氏名	受給者との続柄（ ）	
(宛先) 大津市長		

私は、上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。		申請受付 年 月 日
年 月 日		に
申請者 住所 氏名	受給者との続柄（ ）	
(宛先) 大津市長		

改め、同様式（裏）中

○医療意見書の研究利用の同意について

小児慢性特定疾病の研究を推進するため、提出した診断書（医療意見書）を厚生労働科学研究

において、個人情報保護の下で疾病研究の基礎資料として使用されることに同意します。

厚生労働省では、小児慢性特定疾病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書（医療意見書）をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。

また、医療意見書の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

○注意事項

(1) 人工呼吸器等装着

継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。

生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。

(2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額かつ長期」）

高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。

(3) 重症患者認定

平成26年厚生労働省告示第462号に定める小児慢性特定疾病による身体の状態又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に該当する者であること。

上記の特例については、医師による証明等、病院等の証明等の書類を添付してください。

を

○注意事項

(1) 人工呼吸器等装着

継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者であること。

生命維持装置のうち、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、医学的に一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。

(2) 高額な医療が長期的に継続する患者の特例（「高額かつ長期」）

高額な医療が長期的に継続する患者とは、月ごとの該当する医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者であること。

(3) 重症患者認定

平成26年厚生労働省告示第462号に定める小児慢性特定疾病による身体の状態又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に該当する者であること。

(4) 世帯内按分特例

受診者が指定難病医療費助成を受けている者（ただし、同一疾病により小児慢性特定疾病医療費助成を受けている者を除く。）又は受診者と同じ世帯内で指定難病・小児慢性特定疾病医療費助成を受けており、かつ、同じ医療保険に加入する者がいること。

上記の特例については、(1)から(3)までにあつては医師による証明等、病院等の証明等の書類、(4)にあつては特定医療費（指定難病）受給者証の写しを添付してください。

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第37号

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立障害者通所施設の管理運営に関する規則（平成24年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号の表やまびこ園・教室の項中「やまびこ園・教室」を「やまびこ園」に改め、同表ひまわりはうすの項中「第4条第2項第1号ア」を「第4条第2項第1号ア(7)から(9)まで」に、「第5号」を「第6号」に改める。

第3条第1号中「やまびこ園・教室」を「やまびこ園」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「20人」を「40人」に改め、同号を同条第4号とする。

第6条第1項中「やまびこ園・教室利用申請書」を「やまびこ園利用申請書」に改め、同条第3項中「生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録申請書」を「ひまわりはうす・夜間の一時保護利用者登録申請書」に改める。

第7条第1項中「やまびこ園・教室利用可否決定通知書」を「やまびこ園利用可否決定通知書」に改め、同条第3項中「生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録可否決定通知書」を「ひまわりはうす・夜間の一時保護利用者登録可否決定通知書」に改める。

第9条第1項中「やまびこ園・教室利用中止届」を「やまびこ園利用中止届」に改め、同条第3項中「生活支援センター・夜間の一時保護利用登録抹消申請書」を「ひまわりはうす・夜間の一時保護利用者登録抹消申請書」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第10条第1項第3号中「1回につき500円」を「大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第13条第2項第4号イに定める利用者負担額」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 訪問型生活介護 1回につき500円

第10条第2項第2号中「及び自立訓練」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 日中一時支援 1日につき650円

第11条第1項第2号中「又は夜間の一時保護」を「、夜間の一時保護又は訪問型生活介護」に改める。

様式第1号中「やまびこ園・教室利用申請書」を「やまびこ園利用申請書」に、「やまびこ園・教室を」を「やまびこ園を」に改め、同様式備考中「やまびこ園・教室」を「やまびこ園」に改める。

様式第3号中「生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録申請書」を「ひまわりはうす・夜間の一時保護利用者登録申請書」に、「生活支援センターが」を「ひまわりはうすが」に改める。

様式第4号中「やまびこ園・教室利用可否決定通知書」を「やまびこ園利用可否決定通知書」に、「やまびこ園・教室の」を「やまびこ園の」に改め、同様式備考中「やまびこ園・教室」を「やまびこ園」に改める。

様式第6号中「生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録可否決定通知書」を「ひまわりはうす・夜間の一時保護利用者登録可否決定通知書」に改める。

様式第7号中「やまびこ園・教室利用中止届」を「やまびこ園利用中止届」に、「やまびこ園・教室の」を「やまびこ園の」に改め、同様式備考中「やまびこ園・教室」を「やまびこ園」に改める。

様式第9号中「生活支援センター・夜間の一時保護利用者登録抹消申請書」を「ひまわりはうす・夜間の一時保護利用者登録抹消申請書」に、「生活支援センターが」を「ひまわりはうすが」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

訓**令****大津市訓令第2号**

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第2条第11号中「木戸支所長、」を削り、「及び晴嵐支所長」を「、晴嵐支所長及び瀬田支所長」に改め、

3 採用試験及び採用選考の合否の決定	○						
--------------------	---	--	--	--	--	--	--

別表第2号総務部の表管財課の部4の款1の項中「財政課長」を削り、同号市民部の表自治協働課の部2の款を削り、同号市民部の表に次のように加える。

市民相談室	1 市民の 声に関する事務	1 回答 (1) 特に重要なもの (2) 重要なものの (3) 一般的なもの	○									
-------	------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2号福祉部（子ども未来局に属する課を除く。）の表福祉指導監査課の部1の款中「、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設、指定居宅サービス事業者等、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及び指定障害福祉サービス事業者等の指導監査及び立入検査」を「及び社会福祉連携推進法人の指導監査」に改め、同課の部中4の款を5の款とし、3の款を4の款とし、2の款を3の款とし、1の款の次に次のように加える。

2 社会福祉施設、指定居宅サービス事業者等、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及び指定障害福祉サービス事業者等の指導監査及び立入検査に関する事務	1 勧告等 (1) 重要なもの (2) その他のもの			○								
---	----------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2号福祉部（子ども未来局に属する課を除く。）の表障害福祉課の部3の款12の項及び13の項中

「	「	○	を	○	に改め、同号福祉部（子ども未
---	---	---	---	---	----------------

来局に属する課を除く。）の表生活福祉課の部中6の款を7の款とし、2の款から5の款までを1款ずつ繰り下げ、1の款の次に次のように加える。

2 墓地、埋葬等に関する法律に関する事務	1 身寄りのない死亡人の収容、引渡し及び遺留金品の処分の決定				○							
----------------------	--------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第2号健康保険部の表保険年金課の部4の款3の項を削り、同号健康保険部の表健康推進課の部中1の款及び2の款を削り、3の款を1の款とし、4の款を2の款とし、同号健康保険部の表に次のように加える。

母子保健課	1 母子保健に関する事務	1 乳幼児健診の実施の決定 2 養育医療の給付の決定					○					
-------	--------------	-------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

2 児童福祉に関する事務	1 小児慢性特定疾病医療費の支給の認定					○				
--------------	---------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第2号産業観光部の表公設地方卸売市場管理課の部3の款中5の項を削り、4の項を5の項とし、1の項から3の項までを1項ずつ繰り下げ、同款に1の項として次のように加える。

1 卸売業務の許可及び取消し並びに卸売業者に係る事業譲渡等の認可				○						
----------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第2号産業観光部の表公設地方卸売市場管理課の部3の款中6の項及び7の項を削り、8の項を6の項とし、9の項を7の項とし、10の項を削り、同款11の項中「卸売の開始時刻以前の卸売並びに」を削り、同項を同款8の項とし、同款中12の項を9の項とし、13の項を10の項とし、14の項を削り、15の項を11の項とし、16の項から18の項までを削り、19の項を12の項とし、20の項を13の項とし、同号環境部の表産業廃棄物対策課の部3の款中4の項を削り、5の項を4の項とし、同号都市計画部の表建築指導課の部10の款中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

大津市訓令第3号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

第4条第1項中「11人」を「12人」に改め、同条第2項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 建設部管理監

第4条第2項に次の1号を加える。

(9) 建設部道路・河川管理課長、建築課長

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第87号

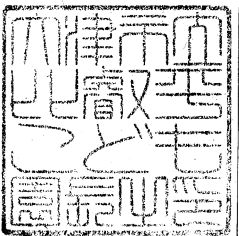
公印を新調し、及び廃止したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

1 新調
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
-------	-----	-------	--------	-----

大津市福祉事務 所長之印	障害福祉サービス受 給者証、自立支援医 療受給者証、通所受 給者証及び療育手帳 の記載事項の訂正並 びに滋賀県心身障害 者扶養共済制度並び に障害者に係る日本 放送協会の放送受信 料の免除及び有料道 路通行料金割引制度 に係る証明書用	障害福祉課長	令和6年4 月1日	
大津市立比叡平 こども園長之印	大津市立比叡平こど も園長名をもって発 する文書用	比叡平こども 園長	令和6年4 月1日	

2 廃止 職印

公印の名称	用 途	管守者	使用廃止期日	印 影
大津市福祉事務 所長之印	有料道路の通行料金 の身体障害者割引制 度に係る証明用	障害福祉課長	令和6年4 月1日	
大津市伊香立ふ れあいセンター 所長之印	伊香立ふれあいセン ター所長名をもって 発する文書用	伊香立ふれあ いセンター所 長	令和6年4 月1日	
大津市南ふれあ いセンター所長 之印	南ふれあいセンター 所長名をもって発す る文書用	南ふれあいセ ンター所長	令和6年4 月1日	

大津市立伊香立 児童館長之印	伊香立児童館長名を もって発する文書用	伊香立児童館 長	令和6年4 月1日	
大津市立ひえい 平保育園長之印	ひえい平保育園長名 をもつて発する文書 用	ひえい平保育 園長	令和6年4 月1日	

大津市告示第88号

平成13年告示第140号（個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

表南ふれあいセンターの項及び地域総合集会所の項を削る。

大津市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
新井 英植 京都市西京区御陵大枝山町六丁目29番地の9
- 2 契約の期間の始期
令和6年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算出した執務費用の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払する。ただし、必要があると認めるときは、執務費用に相当する額の範囲内で概算払をすることができる。

議 会 議 長 告 示**大津市議会議長告示第2号**

大津市議会局規程（昭和58年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大津市議会議長 竹 内 基 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

（職の設置及び職務）

第4条 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

職名	職務
局長	議長の命を受け、議会局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	所掌事務を掌理するとともに、事務事業の調整及び危機管理に関する事務の遂行に当たり、所属職員を指揮監督する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐する。
係長	係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主査	担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主任	担当事務を処理する。
主事	
自動車運転士	自動車の運転に従事する。

（職の設置及び職務）

第4条 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。

職	職務
局長	議長の命を受け、議会局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
次長	所掌事務を掌理するとともに、事務事業の調整及び危機管理に関する事務の遂行に当たり、所属職員を指揮監督する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐する。
副参事	担当事務を処理し、 担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主幹	
係長	係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主査	担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主任	担当事務を処理する。
主事	
自動車運転士	自動車の運転に従事する。

2 前項に規定する職は、局長を除き、議会局の書記その他の職員のうちから任命する。

3 第1項に規定する職の職位は、同項の表に掲げる順に上位から下位に下がるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する副参事、主幹、主査、主任及び主事の職は、事務の執行上必要がないときは、置かないことができる。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。